

**斑鳩町立小・中学校及び幼稚園
新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動ガイドライン**

令和2年7月16日

斑鳩町教育委員会

はじめに

新型コロナウイルスの感染症に係るご対応につきまして、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本町では、新年度当初からの町立小中学校および幼稚園につきましては、政府の緊急事態宣言並びに本町及び周辺地域の感染症罹患状況などを総合的に勘案した結果、臨時休業としてきましたが、6月1日から学校、幼稚園を段階的に再開し、6月15日からは通常登校を再開いたしました。

現在、奈良県における新規感染判明者は、大都市圏に比較しますと引き続き低水準にある一方で、若年層の感染事例も確認されていることなどから、感染リスクの低減に向けた取組みを継続していく必要があります。

こうしたことから、町立小・中学校、幼稚園においては、引き続き、感染防止対策に万全を期すこととしたうえで、「安全」・「教育」・「福祉」の観点に留意しながら、学校教育活動を進めてまいります。

「安全」…子どもたちの命と健康を守る。

「教育」…子どもたちの学びを止めない。(学習を保障する。)

心身の健全育成を図る。

「福祉」…安心して子どもを預けられる(子どもが安心して過ごせる)場である。

栄養ある食事ができる。

1. 感染防止対策の徹底について

学校、幼稚園の教育活動において、引き続き、以下の感染防止対策を徹底することとします。

(1) 生活様式の見直しに関する啓発

◇以下の点について、普段から心がけるよう、幼児児童生徒に指導するとともに、家庭への啓発を行います。

- ・人との間隔は、最低1 m空ける。
- ・会話は、できるだけ真正面を避ける。
- ・症状がなくてもマスクを着用する。
- ・手洗い30秒程度、水と石けんで丁寧に行う。

(2) 家庭における検温や健康観察の要請

◇日々の検温の徹底や手洗いなどの習慣の徹底について各家庭に協力を求めるとともに、風邪のような症状などの異常があれば、必ず学校、幼稚園に報告を求めます。

◇各家庭において、毎朝の検温及び風邪のような症状の有無の確認を行い、発熱等の異常が見られた場合は、登校（園）を控え、必要に応じて医療機関へ相談をするよう依頼します。なお、自宅で休養することで回復した場合については、その症状が治まってから3日間の自宅待機後、翌日から登校（園）を可能とします。

◇幼児児童生徒の同居家族に発熱等の風邪症状による体調不良が認められる場合において、その症状が重症である場合や新型コロナウイルス感染症にかかっている恐れがある場合（「濃厚接触者である場合」や「感染が拡大傾向にある地域に勤務又は通学している場合」など）は、その安全性が確認されるまでの間（「医療機関で別の疾患の診断（ただし、別の流行性の感染症である場合は除く。）がなされた」や「PCR検査の結果が陰性であった」など）は、当該幼児児童生徒の登校（園）を控えるものとします。

◇幼児児童生徒の同居家族が濃厚接触者となりPCR検査を受けている場合は、PCR検査の結果が判明するまでは、登校（園）を控えるものとします。なお、PCR検査の結果が陰性と判明した場合は、当該幼児児童生徒の体調を確認したうえで、登校（園）を可能とします。

(3) 学校、幼稚園における感染防止対策

- ◇新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、幼児児童生徒自らが感染リスクを理解し、避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行います。
- ◇学校教育活動においては、こまめな手洗いの励行を徹底し、マスク着用を基本とします。ただし、夏季や活動の内容により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が想定される場合には、換気や身体的距離の確保などの対策を徹底することとした上で、マスクを外すことを可とします。（「町立小・中学校および幼稚園におけるマスクの着用について（令和2年6月3日 各校園長通知）」参照）
- ◇教室やトイレなど幼児児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの幼児児童生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日数回、消毒液等を使用して清掃を行います。
- ◇密閉を回避するため、1時限に2回程度のこまめな換気を徹底します。また、エアコンを使用する場合も同様とする。このとき2方向以上の窓や扉を同時に開けるなど、より効果的な換気を行います。
- ◇幼児児童生徒が登校後に発熱した場合については、保護者の迎えを要請するなどして、当該幼児児童生徒を、安全に帰宅させ、医療機関の受診を促し、安全性が確認できるまでの間、自宅で休養するよう指導します。なお、幼稚園児や低学年の児童または症状が重く移動が困難な場合など、一時的に学校（園）で待機が必要な場合は、保健室以外に別の待機場所を設けるなど、他の者との接触を可能な限り避けるよう配慮します。

2. 学校、幼稚園再開時の感染症対策及び留意事項

(1) 学習指導における感染予防対策

◇各教科等の指導について、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染リスクが高いと考えられる学習活動については、当面実施を見合わせることにします。

- ・家庭科、技術家庭科の調理実習
- ・体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・対面形式や身体的な接触を伴う実習や実験など、幼児児童生徒が密集となるグループワーク等

◇感染リスクが懸念される学習活動のうち、以下に掲げるようなものについて、可能な限り感染症対策（飛沫防止ガード、パーティションの設置、教員のフェイスシールド、マウスシールドの着用など）を行った上で実施することを検討します。

- ・音楽科の授業等で、幼児児童生徒が対面形式とならない歌唱指導やリコーダー、鍵盤ハーモニカ等の楽器演奏
- ・幼児児童生徒が対面形式となるグループワーク等

◇教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面が生じることも考えられることから、できるだけ機会を少なく、短時間とし、咳エチケット等の徹底を行います。

(2) 医療的ケア等が必要な幼児児童生徒等の登校の判断

◇医療的ケアが日常的に必要な幼児児童生徒等や基礎疾患のある幼児児童生徒等については、重症化のリスクが高いケースもあることから、主治医や学校医の意見を踏まえるなど、家庭と連携し、適切な判断を行います。

(3) 個々の幼児児童生徒への支援

◇個別面談やアンケート調査等を通して、幼児児童生徒の状況を的確に把握し、必要に応じて、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援に努めます。

◇最終学年の児童生徒など、進路、進学に対して不安を感じている児童生徒がいることから、適時、個別相談に応じるなど支援に努めます。

(4) オンラインの活用

◇学校再開後も当分の間、分散登校を継続することが考えられることや、今後も新型コロナウイルスの感染状況の変化により、再び臨時休業に伴う自宅学習が必要となることも考えられることから、動画資料の研究やオンライン教材の活用を継続します。

(5) クラブ活動、部活動

◇クラブ活動、部活動については、身体の接触の機会が多い種類・種目、密集・密接となる活動は、内容や方法を工夫し、その特性に応じて感染対策を講じることとします。

◇共有する道具や器具を使用する場合は、活動の前後及び活動中の休憩毎の手洗いの励行及び道具、器具の消毒を徹底することとします。

◇活動中のマスクの着用については、熱中症の危険性を考慮し、適宜着脱を指導します。

◇中学校の部活動に係る活動計画、活動時間等については、「中学校部活動の運営に関する方針（平成31年4月通知）」を順守するとともに、生徒及び保護者の理解を得て実施します。なお、対外試合等については、各学校において別途定める指針により実施します。

(6) 学校給食の実施

◇学校給食については、栄養価を保ちつつ、配膳の過程を簡略化できる献立を検討するなど、できるだけ配膳に関わる人数や時間を少なくする工夫を行います。

◇幼児児童生徒の食事の前の手洗いを徹底し、飛沫の飛散を防止するため、会話を控えるなどの指導を行います。

(7) 学校行事の実施

◇身体的距離を確保することなど感染防止対策を講じることを前提に、学校行事の実施を可能とします。

◇運動会、体育大会などの実施については、感染防止対策として、時間の短縮、競技種目・演目の見直し等を行います。また、保護者等の意向にも配慮しながら、日程の変更、保護者の参観の制限等の検討を行います。

◇修学旅行や遠足など集団での移動・宿泊を伴う旅行的行事については、訪問地の状況把握や日程、交通手段及び宿泊施設等の検討を行うとともに、行程毎に感染及びその他のリスクを想定したマニュアルを作成することとし、緊急事態への対応について保護者の理解を得た上で、実施を検討します。（「斑鳩町立小・中学校における令和2年度修学旅行の実施について」（令和2年7月1日通知参照）

3. 新型コロナウイルス感染症にかかる人権意識啓発

感染者や濃厚接触者とその家族、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではありません。

このような偏見や差別が生じることがないように、幼児児童生徒が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、確かな人権意識を確立できるよう発達段階に応じた指導を徹底します。

4. 新型コロナウイルス感染者発生時の対応

小中学校、幼稚園において、幼児児童生徒または教職員に、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合には、速やかに以下の対応を行います。

(1) 学校関係者に感染者が発生した場合の報告

- ①学校、幼稚園は、幼児児童生徒、その家族及び教職員に感染者が発生した場合は、直ちに教育委員会、学校医への報告を行います。
- ②教育委員会は、学校、幼稚園から感染者の発生の報告を受けた場合は、直ちに町長及び町衛生担当部局、保健所に報告を行います。

(2) 学校、幼稚園の臨時休業措置に係る対策本部会議の開催

- ①教育委員会は、学校、幼稚園から(1)による報告があった場合は、町長に対策本部会議の開催を要請し、感染拡大防止策として、速やかに臨時休業の措置の要否など、今後の対応について協議します。
- ②教育委員会は、対策本部会議の結果に基づき、臨時休業等の必要性を総合的に判断し、学校、幼稚園の全部または一部の臨時休業を決定し、感染した幼児児童生徒、教職員に係る濃厚接触者の登校(園)、出勤を停止します。

(3) 学校関係者の感染が判明した場合の対応及び状況調査

- ①学校(園)長は、幼児児童生徒または教職員の感染が判明した場合または濃厚接触者の特定がなされた場合には、直ちに、当該幼児児童生徒の登校(園)または教職員の出勤を停止します。
- ②学校(園)長は、当該幼児児童生徒の学校(園)内での活動の態様、当該幼児児童生徒との接触者の状況等を直ちに確認します。
- ③教育委員会は、町及び県の衛生主管部局と連携し、感染者等の学校(園)内の活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認します。
- ④臨時休業の判断に係る状況調査については、以下のポイントに留意します。

・学校、幼稚園内における活動の態様

感染者が、学校、幼稚園内でどのような活動を行っていたかを確認します。屋外で主に活動していた場合、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染の広

がる範囲が異なってくることから、感染者の活動状況などを詳細に確認します。

- 接触者の多寡

不特定多数との接触があった場合などは、すでに感染を広めているおそれが高いことから、接触者の状況を調査します。

- 地域における感染拡大の状況

地域における新規感染者の確認の有無や、地域における感染経路、学校関係者とは接点について確認します。

- 感染経路の明否

学校、幼稚園内での複数の感染者が確認された場合は、学校内でのクラスターの発生の可能性を調査します。

感染経路が判明しており、学校、幼稚園外での感染が明らかである場合には、他の幼児児童生徒との接触状況を調査します。